

**短期集中健幸アップ教室
Q & A 集**

平成 29 年 10 月 16 日

健康長寿課地域包括ケア推進室

サービス提供事業者向け

(人員基準)

Q 1) 健幸アップ教室の管理者はデイサービスの管理者が兼務しても問題ないか

A 1) 健幸アップ教室の管理者は、管理上支障がない場合は、健幸アップ教室の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理業務に従事することができますので、管理業務に支障のない範囲で兼務は可能です。

Q 2) 健幸アップ教室における従事者（専門職及び介護職員）は、他の事業所と兼務可能か。

A 2) 健幸アップ教室に配置されている時間帯は専従で従事していただく必要があるため、その時間帯に他の事業所の職員として勤務することはできません。なお、健幸アップ教室配置時間帯以外に他の事業所にて勤務することは可能です。

Q 3) 健幸アップ教室の人員の管理者、従事者は同一事業所内にて兼務することができるか。

A 3) 管理者については、管理業務に支障のない範囲で従事者と兼務することは可能です。また、栄養・口腔各プログラムの従事者は、運動器の機能向上プログラムにおける介護職員として従事することが可能です。さらに看護師については、栄養プログラムの従事者と口腔プログラムの従事者と両方の担当者として従事することができます。

Q 4) 運動器の機能向上プログラムに従事する専門職の要件として、健康運動指導士があげられているが、健康運動実践指導者は認められないのか。

A 4) 原則として認められません。健幸アップ教室においては、運動器の機能向上プログラムに従事する理学療法士等に、個別サービス計画の作成を行うことを求めていることから、個別の運動プログラムを考案できる専門職を要求しています。

Q 5) 健幸アップ教室の従事者は、業務委託により職員を配置することは可能か。また、出向・派遣等により勤務する職員を配置することは可能か。

A 5) 健幸アップ教室は、当該事業所の従業者により提供しなければなりません。したがって、業務委託により職員を配置することはできません。

出向・派遣等による職員については、当該事業所の管理者の指揮・監督に従い業務に従事することを前提に配置することは可能です。その場合、派遣契約書の写し等を添付していただく必要があります。

（他のサービスとの関係）

Q 6) 現行の通所介護や通所リハビリテーションを提供している時間帯において、健幸アップ教室と提供場所が重なっても差し支えはないか。

A 6) 健幸アップ教室については、他のサービスとプログラムを明確に区分して実施する必要があるため、提供時間帯を重複しないように設定するか、時間帯が重複する場合は別の部屋で実施する、パーテーション等で区切るなどする必要があります。また、合同でプログラムを実施することもできません。

Q 7) 他のサービスとプログラムを明確に区分して実施する必要があるとのことだが、マシンを使用する場合も区切らないといけないのか。

A 7) マシンを使用する時間帯を他のサービス利用者と分けていただくなどして、プログラムの提供が混在しないようにしてください。

Q 8) 健幸アップ教室と、既存の通所介護（総合事業通所介護）とを同一場所・同一時間帯に行う場合、通所介護（総合事業通所介護）の方で変更届が必要か。

A 8) 同一場所・同一時間帯に行う場合で、双方の利用定員を足すと、機能訓練室の面積要件（3㎡×利用定員）を満たさなくなる場合は、通所介護（総合事業通所介護）の利用定員を減らすなどの対応が必要になる場合があります。

具体的なケースについて、個別に対応いたしますので、不明な場合は、事前にご相談ください。

（提供内容）

Q 9) 通所（運動・口腔・栄養）、訪問各サービスのプログラム概要が定められているが、それ以外の内容でサービス提供することはできないのか。

A 9) 事業内容説明書に書かれているプログラムは例示にすぎません。運動器の機能向上プログラムを毎回、栄養改善・口腔機能向上プログラムを各3回以上という枠組みの範囲内であれば、各事業所において、独自のサービスを提供することは差し支えありません。

心身機能の向上のみならず、活動、参加といった要素にバランスよく働きかけることや、利用者がサービス提供日以外にもセルフケアに励めるようにする工夫などを期待しております。

具体的な提供内容が、基準に適合するか不明な場合は、事前にご相談ください。

Q 10) 栄養・口腔プログラム提供時間の講話等を、他のサービス利用者や一般市民に公開してもさしつかえはないか。

A 10) 合同プログラムの実施は認めていないこと、有料のサービスであることなどが

ら、他のサービス利用者や一般市民への公開は行わないでください。なお、サービスの見学（利用希望者がサービスの様子を確認するために行なわれるもの）を認めないわけではありません。

Q 1 1) 健幸アップ教室において、食事の提供を行うことはできるのか

A 1 1) 休憩中のお菓子や、栄養改善プログラムの一貫として、食事の提供を行うことは差し支えありません。ただし、食事の提供をしたことのみをもって栄養改善プログラムの要件を満たしたことにはなりません。

なお、その場合の実費相当について、重要事項説明書に定めて同意を得た上で、利用者から徴収することは差し支えありません。

(利用期間・回数・時間)

Q 1 2) 利用期間は、3ヶ月週2回又は、6ヶ月週1回となっているが、月途中で開始した場合も3月目又は6月目の月末で終了となるのか。

A 1 2) 期間というより回数でカウントを行います。いずれの期間にせよ、計24回の通所サービスの提供ということになります。

Q 1 3) 利用期間は、3ヶ月週2回又は、6ヶ月週1回となっているが、その判断はどのように行うのか。

A 1 3) 担当のケアマネジャーが、利用者の状態像を見て判断し、ケアプランをつくります。

事業所においては、サービス担当者会議等でケアマネジャーから提供される利用者基本情報や事業所において提供するサービスの特徴などを踏まえてケアプランの作成に協力してください。また、可能な限り、どちらの期間でも対応できる体制をとってください。

Q 1 4) 利用期間3ヶ月週2回の利用者と、6ヶ月週1回の利用者とを、同時にサービス提供することは可能か。

A 1 4) 差し支えありません。口腔・栄養プログラムを各利用者に各3回以上実施することを前提に、スケジュールや人員配置を計画してください。

Q 1 5) 健幸アップ教室の利用期間は3ヶ月週2回又は6か月間週1回とされているが、入院や意欲減退等で利用を中断した場合、中断していた期間は除外するのか。

A 1 5) 期間というより計24回の回数でカウントを行ないますが、通常の欠席の場合は、原則としてそのままカウントしていただき（料金は発生しません）、振り替えの日を設けるかは事業所とケアマネジャーの相談において判断してください。

入院等で連続して4回以上の長期に渡る欠席の場合は、サービス利用を中止したものと
して扱い、再度復帰する場合は、新規の利用者として健幸アップ教室に参加してもら
ってください（カウントはリセットされ、24回サービス提供を行うということ）。こ
の場合6ヶ月間の利用制限は適用されません。

また、欠席により予定していた栄養サービスや口腔サービスに参加できなかった場合
も栄養・口腔サービスの3回以上のカウントに含めることができますが、可能な限り別
の日での振り替え実施を検討してください。

**Q16) 健幸アップ教室の提供時間は1回当たり1時間30分～2時間とされているが、
利用者が体調不良や私用のため早く帰り、提供時間がそれぞれの最低時間数を下回った
場合、費用を算定することはできるか。**

A16) 利用者側の事情により提供時間が短縮した場合は、事業所が何らかのサービス
（到着時の健康状態の確認を含む）を実施していれば、最低時間数に達していない場合
も算定できます。この取扱いをする場合は、その旨を重要事項説明書に記載し、事前に
利用申込者の同意を得てください。

**Q17) 通所サービスの提供時間は1回当たり1時間30分～2時間、訪問サービスの
提供時間は1回当たり30分～60分とされているが、延長は認められないのか。**

A17) 原則として、時間内のサービス提供としますが、やむを得ない事由により延長
する場合は、事業所の責任において（延長加算はありません）、合理的範囲内で延長す
ることは差し支えありません。

(送迎)

**Q18) 現行の介護保険サービスの利用者と健幸アップ教室の利用者を、同じ送迎車で
送迎してもよいか。**

A18) 差し支えありません。

**Q19) 送迎体制加算の要件は。また送迎は利用者の自宅まで行かないと認められない
のか（最寄の駅などまで送迎する場合など）。**

A19) 送迎体制加算を算定するためには、送迎を希望する利用者について、原則とし
て送迎を行っていただく体制があることが必要です。また利用者の自宅までの送迎を行
なっていただくことが原則です。

Q20) 送迎体制加算は、送迎を希望しない利用者についても算定されるのか。

A20) 実際に送迎を行ったか否かに関わらず、送迎体制を構築している事業所におい
ては、全利用者について、一律370単位が算定されます（送迎を希望する利用者につ

いては原則として送迎を行うことが前提)。

(その他)

Q 2 1) 健幸アップ教室の個別サービス計画書の書式はどのようなものか。

A 2 1) 事業所ごとに定めるもので差し支えありません。利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、健幸アップ教室の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載してください。

Q 2 2) 定款、運営規定、契約書及び重要事項説明書には短期集中健幸アップ教室のサービス名をどのように記載すればよいのか。

A 2 2) 記載例は以下のとおり

●定款、運営規定

介護保険法に基づく第1号通所事業

●契約書、重要事項説明書

介護保険法に基づく第1号通所事業（通所型短期集中予防サービス）

Q 2 3) 医療・介護の事業所指定を受けていることとは、申請者が過去に指定を受けている実績があればよいということか。

A 2 3) 健幸アップ教室を実施する場所と同一所在地において、現に指定を受けている事業所が存在することが必要です。

高齢者支援センター・居宅介護支援事業所向け

Q24) サービス開始時の利用者のケアマネジメントは高齢者支援センターがするのか？それとも居宅介護支援事業所のケアマネジャーがするのか。

A24) 原則として、高齢者支援センターが行いますが、高齢者支援センターが介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託した場合は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアマネジメントを実施することになります。

Q25) 健幸アップ教室利用中は、他の介護保険（総合事業）サービスは利用できないのか。

A25) 原則として、通所型サービスの利用を併用することはできません。その他のサービス（訪問型サービス、福祉用具レンタル、住宅改修等）は併用可能です。

Q26) 健幸アップ教室の対象者は、要支援1・2又は基本チェックリスト該当者（事業対象者）とのことだが、認定を持たない方がサービスを利用する場合、必ず要支援認定申請をしなければいけないのか。

A26) 健幸アップ教室の利用者については、短期間の集中トレーニングという事業の性質から、要支援認定申請を経由せずに、基本チェックリストを実施することが可能です。

Q27) 利用者の方がいつから通うかについては、事業所と調整が必要か。

A27) ある程度の参加人数がそろってからサービス開始となる事業所が多いため、調整をお願いします。

Q28) 介護予防ケアマネジメントの初回加算の算定ができない場合とは？

A28) 健幸アップ教室の利用開始前において、福祉用具、通所や訪問のサービスを利用しており、プラン変更によりサービスを利用する場合は、初回加算を算定できません。

Q29) 健幸アップ教室終了後に、サロンなどの地域活動や自主活動などにつなげるとのことだが、その後のフォロー等はどうするのか。

A29) モニタリングを行う必要はありませんが、利用者に状態の変化が見られた場合等に、本人やつなぎ先の活動の実施者等が担当の高齢者支援センター、ケアマネジャーに情報を伝達できるような体制や関係作りをすすめていただき、必要時には支援を再開できるような配慮をお願いします。

Q30) 健幸アップ教室利用における介護予防ケアマネジメントの作成件数は、センタ

一委託契約におけるケアマネジメントの上限、1センターあたり75（100）件の中に含まれるのか？

A30）健幸アップ教室利用にかかる介護予防ケアマネジメントも75（100）件の上限に対してカウントすることになります。

Q31）利用者には初めから3ヶ月間又は6ヶ月間という利用期間を伝えるのか

A31）利用者に短期間で集中的に取り組んでいただくことの意義を伝えていただき、利用者が目的や内容等を理解した上で、利用できるようにしてください。

Q32）プログラム実施期間3ヶ月又は6ヶ月の期間の定義は？給付管理における考え方は。

A32）期間というより回数でカウントを行います。いずれの期間にせよ、計24回の通所サービスの提供です。月途中開始の場合、4月目又は7月目まで給付管理をすることになります。また、2回目の訪問サービス提供日も含めて給付管理をすることになります（原則として、2回目の訪問サービスを前提に当初のケアプランを立ててください）。例：3ヶ月週2回の方が、10月15日からサービス提供開始する場合、最終の通所サービス提供日は、1月15日近辺となり、2回目の訪問は、2月15日近辺まで可能となることから、最大で、5ヶ月の給付管理となる。

Q33）月途中で開始した場合、又は終了した場合のケアマネジメント費は日割りとなるのか？

A33）日割りとはせず、1月分支払われます。

Q34）健幸アップ教室の利用期間終了後、引き続きサービスが必要とされる場合はどうするのか。

A34）原則として、短期集中予防という目的のため、3か月又は6か月利用した後については、御自宅や地域で、御自身で介護予防に取り組んでいただくことを想定しております。ただし、健幸アップ教室の利用終了後6か月以上が経過し、かつ介護予防ケアマネジメントにおいてアセスメントを行い、自立支援のために必要と認められる場合は、再度、健幸アップ教室を利用することが可能です。

また、健幸アップ教室を利用した後、介護予防ケアマネジメントにおいてアセスメントを行い、自立支援のために健幸アップ教室以外のサービス（総合事業通所介護等）が、必要と認められる場合は、これらのサービスを利用することができます

Q35）健幸アップ教室提供期間終了後、6ヶ月間は、健幸アップ教室の利用ができないとのことだが、別の事業所における健幸アップ教室の利用もできないのか？

A 3 5) 別の事業所において提供される健幸アップ教室の利用も6ヶ月間は利用できません。なお、6ヶ月の起算日は、訪問サービスを含めての最終サービス提供日からとします。

Q 3 6) 健幸アップ教室について給付制限の適用はありますか。

A 3 6) 総合事業通所（訪問）介護同様に、適用はありません。